

令和7年横瀬町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日（木）午前9時30分から10時11分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（12人）

会長	10番	大 場 保 孝
会長職務代理者	2番	町 田 裕
農業委員	1番	村 越 則 人
	3番	長 嶋 隆 夫
	4番	高 野 直 政
	5番	長 島 教 夫
	6番	町 田 文 利
	7番	大 野 雅 弘
	8番	長 島 成 子
農地利用最適化推進委員	第1	中 光 敏
	第2	町 田 幸 広
	第3	町 田 勝 一

4. 欠席委員（1人）

農業委員	9番	八木原 智 宏
------	----	---------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	浅 見 聰
書記	長 嶋 昭 浩
	赤 岩 亮 輔

7. 会議の概要

議長 皆さん、こんにちは。

本日は、9番の八木原委員から欠席の旨通知がありましたので、ご報告申し上げます。

本日の出席委員は9名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第9回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

4番、高野委員、5番、長島委員のご両名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

ここで、お諮りをします。議案第18号と議案第20号番号3につきましては、関連がございますので、一括審議にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

議案第18号及び議案第20号番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局 まずは、議案第18号について説明いたします。

議案第18号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畠が1筆で、現況地目は畠が1筆です。計画面積は687平方メー

トルであります。譲受人、譲渡人ともに横瀬町在住の方であります。申請理由は所有権移転となっております。

4ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、札所9番明智寺から西に約100メートルのところが申請地になります。

この農地につきまして、譲受人が農地を取得し、農作物の栽培をするための申請となっております。申請地は、長年耕作が続けられてきましたが、譲受人による隣接する農地への自己用住宅の建設の見込みが立ったため、同時に農地を取得するために本申請に至りました。ナス、キュウリ、トマト等の露地野菜の栽培と栗の栽培をする予定であります。

3ページ目を御覧ください。審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号全部効率的利用要件といたしまして、所有権または使用収益権のある農地について、全ての農地について耕作が認められるか、耕作目的で農地を取得し、反する行為（違反転用）がないか、農業従事者や農機具所有状況、これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号常時従事要件といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第6号地域調和要件といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。

事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

次に、議案第20号番号3について説明いたします。

8ページ目を御覧ください。議案第20号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畠が1筆、現況地目は畠が1筆です。計画面積は444平方メートルであります。譲受人、譲渡人ともに横瀬町在住の方であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権移転となっております。

4ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、札所9番明智寺から西に100メートルのところが申請地

になります。

譲受人は横瀬町に住んでおりますが、子供の成長に伴い、手狭となったための申請であります。

農地区分は、申請地が都市計画法第8条第1項における第一種住居地域であることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、議案第18号及び議案第20号番号3について、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第18号及び議案第20号番号3について所見を申し上げます。

9月20日午後2時頃、補助委員の長島農業委員と現地確認を行いました。場所は、札所9番明智寺から西に約100メートルになります。

議案第18号の申請地は、これまで耕作がされていた土地ですが、隣地での自己用住宅建築に伴う所有権移転のための申請でございます。譲受人の自宅が申請地に隣接する予定であることから、常時従事要件は満たしているかと思われます。

また、議案第20号番号3の自己用住宅の建築についても、申請地は第1種住居地域であり、手狭になったということならば、転用はやむを得ないのではないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、長島委員、お願いいいたします。

長島委員 補助委員の長島です。上程されました議案第18号及び議案第20号番号3について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、9月20日午後2時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。議案第18号の申請地につきましては、譲受人は農業経験はありませんが、自宅が隣接する予定であることや家族に農業経験の豊富な方がいるということで、全部効率利用要件につきましては問題ないかと思います。

また、事務局の説明のとおり、他の要件も満たしていると判断でき、議案第20号番号3の自己用住宅につきましても、周辺の農地に及ぼす影響

は少ないと思いますので、別段問題はないかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質疑ございますか。特にご質疑ございませんか。

[「なし」]

議長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りをいたします。上程中の議案第18号につきましては許可、議案第20号番号3については許可相当とすることに賛成の方は举手をお願いいたします。

[举手全員]

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件につきましては許可、議案第20号番号3、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することと決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

ここで、お諮りいたします。議案第19号番号1と議案第20号番号1、番号2につきましては、関連がございますので、一括審議にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

議長 異議なしと認めます。

議案第19号番号1及び議案第20号番号1、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 まずは、議案第19号について説明いたします。

議案第19号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畠が1筆で、現況地目は宅地が1筆です。計画面積は49平方メートルであります。申請者は町内在住の方で、申請理由は駐車場となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。

申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、札所10番大慈寺から南に約100メートルのところが申請

地になります。

申請地は、昭和52年頃から車庫として利用されており、農地法の許可を受けていませんでした。議案第20号番号1の申請を行うに当たり、当該農地に車庫が建設されていることが判明し、農地法の手続が必要である認識もないまま設置してしまったとのことで、始末書を添付しての申請となります。

次に、議案第20号番号1について説明いたします。議案第20号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畠が1筆で、現況地目は畠が1筆です。計画面積は360平方メートルであります。譲受人は秩父市在住で、譲渡人は横瀬町在住の方であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は使用貸借権35年となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、札所10番大慈寺から南に約100メートルのところが申請地になります。

譲受人は秩父市に住んでおりますが、子供の成長に伴い、手狭となったため、実家の近くに住むための申請であります。

続いて、議案第20号番号2について説明いたします。議案第20号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畠が1筆で、現況地目は宅地が1筆です。計画面積は40平方メートルであります。譲受人、譲渡人ともに横瀬町在住の方であります。申請理由は敷地拡張で、権利の種類は使用貸借権35年となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図2でご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、札所10番大慈寺から南に約100メートルのところが申請地になります。

申請地は、譲受人が現在居住している母屋の建設の際に、宅地の一部として現在の所有者の父から借りて利用していました。農地法についての理解が浅かったため、許可を受けずに宅地として利用しており、議案第20号番号1について検討を進めた際に、発覚したための申請となります。

議案第19号及び議案第20号番号1、番号2の農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、これらの農地は、令和7年4月の農政総合推進協議会において審議され、令和7年8月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第19号番号1及び議案第20号番号1、2について所見を申し上げます。

9月20日午前11時頃、補助委員の大野農業委員と現地確認を行いました。場所は、札所10番大慈寺から南に約100メートル付近になります。

今回の申請は、自己用住宅の建築とそれに伴う是正のための申請です。議案第20号番号1の自己用住宅については、付近の畠への影響は特になく、問題ないかと思われます。また、議案第19号番号1、議案第20号番号2のは是正については、現在利用しており、生活に必要であるため、転用はやむを得ないかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、大野委員、お願いいいたします。

大野委員 補助委員の大野です。上程されました議案第19号番号1及び議案第20号番号1、2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、9月20日午前11時頃、町田推進委員と現地を確認を行いました。

まず、議案第20号番号1の申請地付近には住宅があり、自己用住宅の建築であれば、周辺農地への影響は少ないと思われます。

また、議案第19号番号1と議案第20号番号2の車庫と敷地拡張についても、現在利用されているため、転用はやむを得ないかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。質疑ございますか。

質疑ございませんか。

[「なし」]

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第19号番号1及び議案第20号番号1及

び番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第19号番号1、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、議案第20号番号1及び番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続いて、議案第19号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第19号番号2について説明いたします。

議案第19号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります4筆です。台帳地目は畠が3筆で、現況地目は宅地が3筆です。計画面積は772.76平方メートルであります。申請者は町内在住の方で、申請理由は敷地拡張となっております。

7ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、下五歌掘橋から南西付近のところが申請地になります。

申請地は、昭和49年に居宅を建築しており、本申請を行うに当たり、居宅や県道からの進入路、車両回転広場が農地であることが判明し、農地法の手続が必要である認識もないまま設置してしまったとのことで、始末書を添付しての申請となります。また、居宅の下を通っている道については、申請地の縁辺にある畠と交換することを建設課と協議しており、交換の見込みが立っていることを確認しております。

農地区分は、申請地が水管、下水管、またガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地であることから、第3種農地と判断されます。

事務局からの説明は以上です。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の中推進委員、お願いいいたします。

中推進委員 農地利用最適化推進委員の中です。上程されました議案第19号番号2、農地法第4条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

9月18日午後2時頃、補助委員の高野農業委員と現地確認を行いました。

場所は下五歌掘橋付近になります。今回の申請は、倉庫の建築に伴い、農地以外の利用が判明したための申請です。申請地は、居宅への進入路や車両展開場として必要であるため、転用はやむを得ないのでないかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の4番、高野委員、お願ひいたします。

高野委員 補助委員の高野です。上程されました議案第19号番号2について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、9月18日午後2時頃、中推進委員と現地確認を行いました。

申請地について、転用による周辺農地への影響は少ないと考えられるため、転用は特段問題がないのではないかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。質疑ございませんか。

[「なし」]

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第19号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

議長 全員賛成です。

よって、議案第19号番号2、農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

日程第5、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第20号番号4について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第20号番号4について説明いたします。

議案第20号番号4の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は460平方メートルです。

譲受人は、秩父市で不動産業を営む法人で、譲渡人は秩父市在住の方であります。申請理由は建築条件付売買予定地で、権利の種類は所有権移転と

なっております。

9ページ目を御覧ください。案内図4で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、東養寺から北東に約300メートルのところが申請地になります。

この農地について、所有権の移転を行い、建築条件付売買予定地として転用をしたいとの申請でございます。

ここで建築条件付売買予定地について説明いたします。通常の建売住宅では、既に建築された住宅と土地をセットで販売をしますが、建築条件付売買予定地は、販売する際には住宅は建築されておらず、土地購入者が決まった後に、購入者の希望に沿った住宅を建築するものになります。また、購入が決まらなかつた区画は、譲受人の転用事業者の責任において、自ら最終的に建物を建てて売り渡すという条件がつきます。

申請地は、令和7年8月に農業振興地域内の農用地区域から除外されており、農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいいたします。

町田推進委員 農地利用最適化推進委員の町田です。上程されました議案第20号番号4について所見を申し上げます。

9月20日午前11時頃、補助委員の大野農業委員と現地確認を行いました。事務局の説明にもありましたが、譲受人が建築条件付売買予定地として転用する申請でございます。申請地周辺は住宅地となっており、周辺農地に与える影響も少ないものと考えられるため、転用はやむを得ないかと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、大野委員、お願いいいたします。

大野委員 補助委員の大野です。上程されました議案第20号番号4について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、9月20日午前11時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。町田推進委員の説明にもあったとおり、周辺農地に与える影響は少ないと判断されます。また、申請地周辺は住宅地となっているため、転用はやむを得ないのではないかと思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。質疑ございますか。

議長 では、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時10分

議長 それでは再開いたします。

質疑ですけれども、特にございませんか。

[「なし」]

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第20号番号4につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

議長 全員賛成です。

よって、議案第20号番号4、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しましては、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午前10時11分)